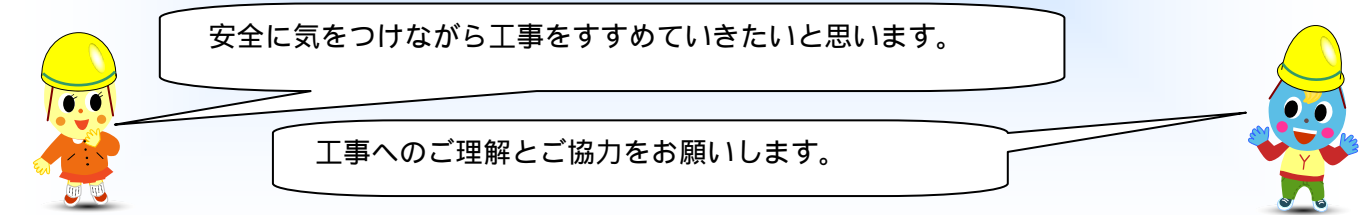


# 平成18年度工事予定情報

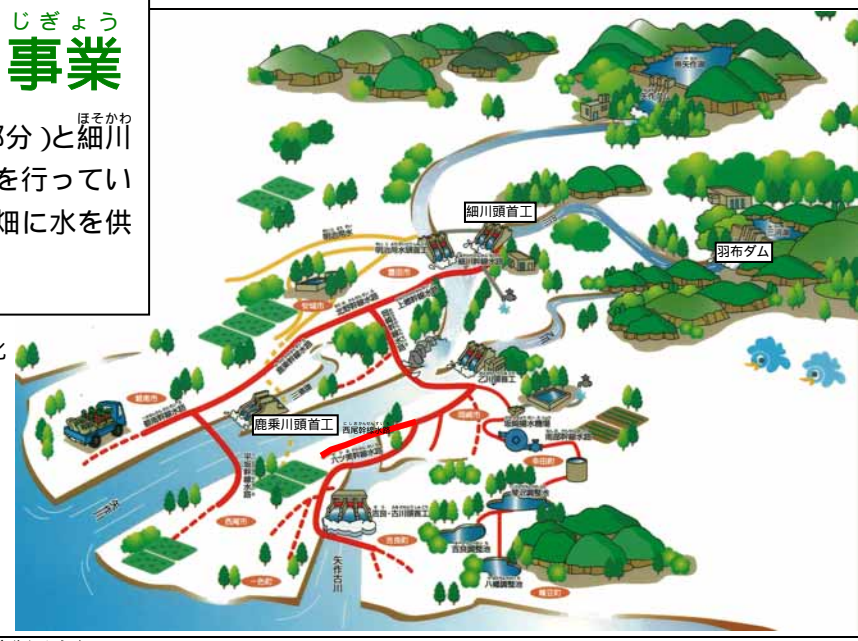
今年度予定している次の工事について、11月ごろから順次現場に入り作業を開始いたします。工事期間中は、騒音・振動の発生、工事車両の通行、各種交通規制で地域の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

主な工事	主な場所	現場に入る期間	備考
細川幹線水路細川Mトンネルその2工事	岡崎市細川町	H18.9~H19.3	トンネル補修
細川頭首工ゲート補修その2工事	岡崎市細川町	H18.9~H19.3	頭首工施設
上郷幹線水路家下川Mサイホン工事	豊田市榎塚東町	H18.9~H19.3	パイプライン
北野幹線水路北本分水工工事	岡崎市西本郷町	H18.9~H19.3	分水工
北野幹線水路新堀工区その1工事	岡崎市新堀町及び大和町	H18.10~H19.3	パイプライン
北野幹線水路新堀工区その2工事	岡崎市新堀町及び大和町	H18.10~H19.3	パイプライン
北野幹線水路昭和工区工事	岡崎市昭和町	H18.10~H19.3	パイプライン
六ツ美幹線水路支線水路天白工区工事	岡崎市天白町	H18.9~H19.3	せせらぎ水路
六ツ美幹線水路支線水路天白工区その2工事	岡崎市天白町及び赤浜町	H18.10~H19.3	せせらぎ水路
六ツ美幹線水路支線水路赤浜工区その1工事	岡崎市赤浜町	H18.10~H19.3	せせらぎ水路
六ツ美幹線水路支線水路赤浜工区その2工事	岡崎市赤浜町	H18.10~H19.3	せせらぎ水路
碧南幹線水路旧水路閉塞工事	碧南市縄手町、鷲林町及び鷲塚町	H18.9~H19.3	
碧南幹線水路旧水路撤去工事		H18.10~H19.3	



## 新矢作川用水農業水利事業

平成6年から延長57.4kmの水路(赤い線の部分)と細川頭首工・鹿乗川頭首工・羽布ダムの修理や改修を行っています。この水路は矢作川沿岸の7,073haの田畑に水を供給しています。



発行元：農林水産省 東海農政局 新矢作川用水農業水利事業所  
 〒446-0065 安城市大東町 22-16  
 電話番号 0566-74-7327(代表) Fax.0566-71-3265  
 ホームページ：<http://www.tokai.maff.go.jp/nougyou/seibi/kensetu/sinyahagi/index.htm>



# しんやはぎ

第10号 2006.10

「しんやはぎ」は、矢作川の沿岸で国営かんがい排水事業を実施している、農林水産省東海農政局 新矢作川用水農業水利事業所の広報誌です。



## 今月の記事

- 水のかんきょう楽校
- 農業用水展
- 農地・水・環境計画
- 平成18年度の工事計画

自分たちのまわりの水がどこからきているのか？ どうやって自分たちのところまできているのか？ 矢作川源流の根羽村に安城市丈山小学校の児童44名が勉強に行ってきました

根羽村の方々、水土里ネット明治用水の方々をはじめとしてたくさんの方の協力を得て行うことができました。ありがとうございます。



ねばむら がっこう  
**根羽村で水のかんきょう楽校を開校しました**

新矢作川用水農業水利事業は、平成18年7月26、27日、水土里ネット明治用水と共催で、グラウンドワーク東海企画運営による「水のかんきょう楽校」を開催しました。



水の役割を見つめ直す旅への出発だよ！



明治頭首工で川から水を取り入れるための管理所を見学。



根羽村村長さんから山の管理について教えてもらったよ。



楽しい夕食。食材を題材に地産地消と食べ物の旬について勉強したよ。



根羽村の畑でトウモロコシの収穫体験！



間伐材を使って看板を作ったよ。



水がどこから来て、どのように使われているのか、自分たちとどんな関わりをしているのかワークショップをしました。



最後は、矢作川の源流根羽川を体感してきました。きれいな水できもち良かったよ。

矢作川水土里フォーラム2006 開催  
 平成18年11月5日(日) 9:30~13:00 安城市民会館3階大会議室  
 安城市桜町 18-28

水のかんきょう楽校の報告会をおこないます。みんな来てね。

東海農政局長から  
 農政改革を一層加速化します ~ 農政改革三法が公布されました ~

「品目横断的経営安定対策」に係る「担い手経営安定新法（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律）」等農政改革三法が平成18年6月14日に成立しました（19年4月1日施行）。この対策への加入手続きが、まず、秋まき麦を作付ける農業者の方を対象に、この9月から開始されます。

「担い手経営安定新法」は、11年に制定された食料・農業・農村基本法において示された「価格政策から所得政策への転換」という、戦後最大とされる農政改革の方向性に基づくものであり、昨年3月の新たな基本計画の策定を経て、やる気と能力のある担い手を対象とした直接支払制度を導入するものです。

担い手が持続的に農業を営むうえで、また農村地域の将来を考えるうえで重要な、農地・農業用水等の地域の資源やふるさとの環境を守るため、農業者をはじめとした地域の方々の活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」についても、各地で導入の検討が進められています。

制度が導入される19年度までに残された時間はわずかですが、東海農政局では、今後とも、これらの対策のねらいや内容をきめ細かくご説明し、農業者をはじめ広く国民の皆様にご理解いただくため、全力を尽くします。農政改革の推進に対する一層のご理解とご協力をお願いいたします。



お問い合わせはこちらまで

- \* 「品目横断的経営安定対策」、「担い手経営安定新法」については、東海農政局 経営課 052-201-7271 内線 2449
- \* 「農地・水・環境保全向上対策」については、東海農政局 地域整備課 内線 2662 農産課 内線 2420

